

小田原市駅前広場条例の一部改正等（素案）について

1 改正等の背景

現在、本市が管理する駅前広場（小田原駅東口広場及び西口広場、早川駅広場、鴨宮駅南口広場及び北口広場、国府津駅広場）において、乗合自動車（路線バス）及び営業用タクシーの各事業者が乗り入れ等を行っております。

このたび、この駅前広場の利用実態に合わせ許可区分の変更や駅前広場の区域及び施設を明確化するため、小田原市駅前広場条例及び小田原市駅前広場条例施行規則を一部改正するとともに、各施設の使用許可等に関する審査基準を制定することについて、市民の皆さんから意見を募集いたします。

2 改正の内容

(1) 小田原市駅前広場条例及び小田原市駅前広場条例施行規則の一部改正

ア 駅前広場における区域及び施設の明確化

各駅前広場の区域及び当該区域に設置する施設の種類（乗合自動車（路線バス）及び営業用タクシーの乗降場、公共用の乗降場並びに乗合自動車及び営業用タクシーの待機場）を明記することとします。

※各駅前広場における区域図及び施設配置図の詳細は「参考資料1」のとおりです。

イ 許可形態の見直し

駅前広場における利用の実態を踏まえ、その利用に係る許可の形態を次のように見直します。

区分		変更後	変更前
駅前広場の占用又は掘削		占用、掘削許可 占用、掘削変更許可 占用、掘削更新許可	占用、掘削許可 占用、掘削変更許可
施設の使用	乗合自動車乗降場	使用許可 使用変更許可 使用更新許可	乗り入れ許可
	営業用タクシー乗降場		(新設)
	公共用乗降場		
	乗合自動車待機場 営業用タクシー待機場		占用許可

ウ 施設の使用許可の手続

施設の使用更新許可を受けようとする者は、使用許可期間の満了日の1か月前までに、申請書類を市長に提出しなければならないこととします。

また、乗合自動車及び営業用タクシーの待機場に係る使用許可（使用更新許可を含む。）の申請の際は、原則として、次の書類を添付することとします。

(ア) 施設使用に係る位置図及び付近の見取図

- (イ) 使用する施設の位置の平面図及び実測求積図
- (ロ) 申請者の会社経歴書
- (エ) 申請車両登録番号表
- (オ) 構内運送営業承認書（写）
- (カ) その他市長が必要と認める書類

なお、イの見直しに伴い、これらの許可の手續に係る規定や様式について所要の整備を行います。

エ 市以外の者が行う駅前広場の工事

駅前広場の管理者以外の者は、駅前広場における関連工事又は道路の維持を行おうとするときは、その工事等に係る設計及び実施計画の内容について市長の承認を受けた場合に限り、これを施行することができることとします。

(2) 小田原市駅前広場施設の使用許可等に関する審査基準の制定

小田原市駅前広場施設の使用許可等に関する審査基準の制定について（参考資料2）のとおりです。

3 施行予定日

平成29年 2 月 1 日